

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和2年3月31日

京都市長 門川 大作

### 1 縦覧期間

令和2年4月1日から、各計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで備え置くこととする（ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。）。

### 2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農林企画課

(産業観光局農林振興室農林企画課)